熊本市体育施設等使用料減免要綱（一部抜粋）

（その他の社会体育施設の使用料の減免）

第５条　市長は、次に掲げる行事等において、別表第３に掲げるスポーツ施設を利用する場合、全面使用料または一部使用料並びに照明設備等使用料を免除することができる。

(1)　熊本市または熊本市教育委員会が主催する行事

(2)　熊本市が認める総合型地域スポーツクラブ及び校区体育協会が、その存する小中学校区のいずれの学校校庭にも夜間照明のない場合に小中学生のみを対象として主催する夜間に行うスポーツ活動

(3)　熊本市立小中高等学校が、体育館等の施設建て替えによって代替的に使用する体育の授業（運動会、体育大会、記録会及び遠足等を含む。）及び学校運動部活動で教育委員会が認めるもの

２　市長は、次に掲げる授業等において、別表第３に掲げるスポーツ施設を利用する場合、全面使用料または一部使用料を免除することができる。ただし、照明設備等使用料は減免しない。

(1)　熊本市立小中高等学校、市立専修学校並びに市立幼稚園の体育の授業（運動会、体育大会、記録会及び遠足等の行事を含む。）

(2)　熊本市内小中高等学校の体育の授業（運動会、体育大会、記録会及び遠足等を除く。）

(3)　熊本市小学校体育連盟、熊本市中学校体育連盟、熊本県小学校体育連盟または熊本県中学校体育連盟が主催する市規模以上のスポーツ大会

(4)　熊本県高等学校体育連盟または熊本県高等学校野球連盟が主催する県規模以上のスポーツ大会

(5)　障害者団体等が主催し、障害者のために開催され、相当数の障害者が参加する市規模以上のスポーツ大会

(6)　熊本市スポーツ協会に加盟する競技団体が主催する市規模以上のスポーツ大会

３　市長は、熊本市スポーツ協会に加盟する競技団体が、第３条第１項第７号から第９号に掲げる者の出場種目に係る団体練習を主催するために、別表第３に掲げるスポーツ施設を利用する場合、一部使用料に限り免除することができる。ただし、期間は大会開催日前の３０日間とし、照明設備等使用料は減免しない。